

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

(平成一五年三月三十一日法律第一五号)

一、提案理由(平成一五年三月一八日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 ただいま議題となりました戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦没者の妻及び父母等に対しましては、これまで特別給付金として国債を継続して支給してきたところでありますが、これが最終償還を終えるため、今回、これらの方々に対し改めて特別給付金を支給することとし、関係の法律を改正しようとするものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。これは、国債の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し、特別給付金として、二百万円、十年償還の無利子の国債を改めて支給すること等の措置を講ずるものであります。

第二は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正であります。これは、国債の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、特別給付金として、百万円、五年償還の無利子の国債を改めて支給すること等の措置を講ずるものであります。

.....(略).....

以上が、両法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。ありがとうございました。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一五年三月二 日)

長勢甚遠君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦没者の妻及び父母等に対して特別給付金として継続して支給された国債がそれぞれ最終償還を終えるため、改めて、戦没者の妻に対し、額面二百万円の十年償還の国債、戦没者の父母等に対し、額面百万円の五年償還の国債等を支給しようとするものであります。

.....(略).....

両案は、去る三月十八日本委員会に付託され、同日坂口厚生労働大臣から提案理由の

説明を聴取し、昨日質疑を行い、質疑終局後、まず、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告（平成一五年三月二八日）

金田勝年君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、前回支給された国債が最終償還を迎える戦没者の妻及び父母等に対して、特別給付金を平成十五年度以降も継続して支給しようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、審査を行い、特別給付金を一時金として支給する理由、妻に対する特別給付金のみを増額することの是非、物価スライドの特例措置を行う根拠、次期年金制度改革の課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、日本共産党を代表して井上委員より、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改正の特例に関する法律案に対し、平成十五年度の公的年金等の額を平成十四年度と同額に据え置くことを内容とする修正案が提出されました。

……………（略）……………

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池委員より、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案の原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告を申し上げます。